

## 【判決研究会】

平成11年6月15日

### (1) ナルドピオ事件

平成9年10月20日東京地裁高裁判決  
平成7年(ワ)第23440号 商標権侵害差止請求事件

### (2) 寒梅事件

平成10年7月24日東京地裁高裁判決  
平成7年(ワ)第20095号 商標権侵害差止請求事件

弁理士 小 谷 武

#### (1)ナルドピオ事件

\* 争点:商号との結合商標の類否判断

#### [参考審決]

##### (1)非類似

\* 資料なし

- S63-3424(更新) ファミリー(登録商標)X日立ファミリー(使用商標)(日立製作所) (26)
- S55-4161(更新) 長一丸(登録商標)X前田長一丸(使用商標)(前田順蔵) (旧8)
- S57-19468(更新) ライオン(登録商標)Xライオンクリーンニュース(使用商標)(ライオン) (26)
- S57-8151(更新) リッチ(登録商標)X三井リッチ配合(使用商標)(三井物産) (2)
- S54-15491(更新) PENTAX(登録商標)X ASAHI PENTAX(使用商標)(旭光学) (25)
- S58-15367(更新) XEROX(登録商標)=FUJI XEROX(使用商標)(ゼロックス) (11)

##### (2)類似

- H04-4584 シンエツ ウェーブ(信越化学) = ウェーブ (7)
- H04-21809 REGAL VINTAGE(リーガルコーポレーション) = VINTAGE (22)
- H03-16289 ロレアル エブリデイ(ロレアル) = エブリデイ (4)
- S63-4005 feelin 'YAMAHA(ヤマハ) = フィーリン (21)
- S59-13641 太虎堂の紅頼(三谷洋子) = コーレイ (1)
- S59-22195 narisfamily(ナリス) = family/ファミリー (4)
- S62-1865 CanonVoice(キャノン) = VOICE (9)
- S57-16169 AVON BREATHMATE(エイボン) = PRESSMATE/プレスメイト (4)
- S58-3916 シーボンマキシム(シーボン化粧品) = MAXIM (4)
- S58-552 パーソニー = SONY/ソニー(ソニー) (20)
- S60-4684 SEIKO MAP(服部セイコー) = MUP (11)

#### (2)寒梅事件

\* 争点:地名との結合商標の類否判断

#### [参考審決・異議決定]

##### (1)非類似

- H10-91258 神戸味紀行 X 味紀行 (29)
- H10-90579 東京花子 X 花子 (3)
- H10-90091 富山のゆうげ X ゆうげ (30)

H02-17954 横浜珈琲物語 X 珈琲物語 (29)  
 H03-11342 秩父錦 X 錦 (31)  
 S56-26067 堺佐助作 X 佐助 (13)  
 S56-2979 宇治の峰 X 峰 (29)  
 S56-13926 駿河の峰 X 峰 (29)  
 S59-4334 桑名の殿さま X トノサマ (32)  
 S58-269 原宿サロン X サロン (21)  
 S58-13680 サロンド原宿 X SHALLON (17)  
 S60-658 ウルマイハイビスカス X ハイビスカス (30)  
 S53-9434 会津武家屋敷 X 武家屋敷 (30)  
 S56-16093 さつまほまれ X ほまれ (29)  
 S59-6357 ジャパンライフ X ライフ (20)  
 S57-25139 LILY OF FRANCE X RYRY (17)  
 S58-21056 Marie France X MARRY (21)  
 S62-2368 California Wind X Hi Wind/ハイウインド (29)  
 S60-13437 CHINA SEAS X SHE-IS/シイズ (21)

## (2)類似

S62-13877 三重就職情報 = 就職情報 (26)  
 S61-23805 九州経済界 = 経済界 (26)  
 S56-9943 京の花ごよみ = 花暦 (30)  
 S57-24212 越中万葉 = 萬葉 (30)  
 S58-23152 紀州牡丹 = 牡丹 (16)  
 S58-16559 信濃紫峰 = 紫峰 (31)  
 S59-838 南部ちび丸 = ちび丸 (30)  
 S58-11084 FRANCEH CONNECTION = CONNECTION (4)  
 H04-19059 ハイパーアメリカン = HYPER (17)  
 S58-20176 ROYAL ALASKAN = ROYAL (32)

## (3)損害賠償額

### (A)ナルドビオ事件

#### 〔原告の主張〕

\* 被告の売上高:1300万円(5年間)

原告の主張:使用料相当額は10%、従って、130万円

なお過去の実例で、2年間で100万円の使用許諾あり(参考)

#### 〔判決〕

- ①「実施料率(第4版)」でイニシャルペイメントなしで平均値が5.01%、最頻値が5%、イニシャルペイメントありで平均値が5.93%、最頻値が5%、8%を超える例が4件ある。
- ②原告は、商標権侵害事件の処理として、過去(昭和59年ころ)に2年間で100万円に使用許諾例があった(後に1年間延長)。
- ③原告は、重要な商標については使用許諾例はないが、侵害事件の処理として若干の猶予期間について100万円から200万円で使用許諾した例がある。
- ④重要でない商標については、年間50万円で使用許諾した例がある。
- ⑤原告商標「BIO」は周知商標であり、主力商品の1つをなしている。
- ⑥以上を総合考慮して、使用料相当額は100万円(年20万円で、5年分、販売額1300万円の屋約8%に相当:正確には104万円)

## (B)寒梅事件

### 〔原告の主張〕

- ①被告の売上高:7億3940万2000円(5年間)  
被告の利益額:販売額の3.8%の2809万7276円(商標法38条1項)
- ②原告商標の使用許諾料は、販売額の4%なので、損害額は2957万6080円  
(38条2項:予備的主張)

### 〔被告の反論〕

\* 被告の売上は、原酒の仕込み、仕入れの合理化、紙パックの導入、販売網の拡大、販売経路の合理化によって価格を低廉化し、宣伝広告などの営業努力の結果なので、これをそのまま原告の損害と推定することはできない。

### 〔判 決〕

- ①清酒製造業における平均的営業利益は、3.8%で、これを下回るとの被告の主張立証はない。従って、被告は、2809万7276円の利益を得た。
- ②被告商標は、製品のよく目立つ位置に付けられ、売上に寄与した。
- ③被告の売上が、平成2年度が2億、平成3年度が3億、平成4年度が7億、平成5年度が11億、平成6年度が20億、平成7年度が30億と急激に伸び、出荷量は全国30位になったのも、被告商標が寄与している。
- ④原告商標は周知商標である。
- ⑤以上を総合すると、侵害行為と相当因果関係がある被告の利益額は、販売量の2%に当たる1478万8040円が相当である。

### 【検 討】

#### (1)商標の使用料と特許の実施料

\* 小僧寿司事件

#### (2)使用商標と不使用商標

\* 不使用商標について、38条1項推定規定の適用を否定  
(にしじん建材事件:大阪高裁56年2月19日:無体集13-1-71)

#### (3)使用商品と不使用商品

##### ①浜千鳥事件(大阪地裁59年12月20日 無体集16-3-832)

指定商品:第25類事務用紙、使用商品:封筒、被告商品:封筒、便箋  
便箋について、38条1項の適用否定、封筒と便箋は類似商品であるが、双方は代替性がなく、一方の販売が他方の販売に影響を与えることはない。  
封筒について、被告は101万円販売し、10万円の利益をあげたので、損害は30条1項により10万円。便箋については、202万円を売上げたが、38条1項は適用できないので、2項により損害額は2%の4万円。損害額の合計は14万円。

##### ②ロビンソンヘリコプター事件(大阪地裁平成2年10月19日 無体集22-3-651)

指定商品:第12類輸送機器、原告商品:自転車、被告商品:ヘリコプター、  
競合関係がないとして、38条1項を否定し、2項の使用料相当額のみ認定  
原告:過去に50万円で使用許諾、被告4年間使用し、2台で4500万円販売、  
よって、50万円の4分の1:損害額125000円

(4) 商標法38条1項:利益の額とは、粗利益か純利益か

\* 粗利益:販売額から、直接費(仕入額、材料費など)を控除した額)

(エチケットブラシ事件:大阪地裁60. 6. 28)

\* 純利益:粗利益からさらに宣伝費、人件費、店舗賃料などの販売費、一般管理費、償却費等を控除した額(ルイビトン事件:東地63. 4. 27)

「当該標章が使用されたことと全く無関係に侵害者の営業努力その他の要因によって  
もたらされた利益は、粗利益(営業利益)には含まれない。」

(前掲にしじん建材事件大阪高裁56年2月19日)

\* 学説は、純利益説が多い、

\* 判例は、特段の区別はなく、提出された証拠から侵害者が得た利益額を算定し、  
これを権利者と侵害者に分配している。

多くは、侵害者利益の寄与に商標以外の他の要因を認定することなく、

そのまま権利者の損害と推定している。

特に、周知または著名商標の侵害事件では、減額要因は一般にないとしている。

(5) 商標法38条2項:使用料相当額

①権利者が、他人に専用使用権を許諾している場合(更に他人に使用許諾の余地がない)

②専用使用権の対価が、無償の場合(無償である特殊な事情を考慮すべき)

③通常使用権を設定した場合の使用料ではなく、客観的な相当使用料であるべき

(但し、実例は考慮される)

④計算式:販売額の何%、利益額の何%(前者が多い)

⑤認定要素:既存の使用料率、業界の相場、商標の顧客吸引力、登録商標の使用状況、  
原告商品の著名度、販売量、類似商品の有無、侵害者の利益額など

[例1]ストック商標で、0. 2%~1%

[例2]既存の許諾例がある場合、準じて2%~3%

[例3]著名商標の場合、10%~20%(ルイヴィトン事件)

(6) 定率制と定額性

商標の使用と売上の拡大との相関関係の有無

⇒ ① 商標の使用により売上の拡大が期待できる ⇒ 定率性と料率に反映  
(著名商標、周知商標、良い商標など)

② 商標の使用により売上の拡大が期待できない ⇒ 定額性  
(無名商標、不使用商標など)

\* 売上の拡大は、商品の品質やパッケージデザイン、自己の宣伝広告による

[定額性の実情]

「商標譲渡・使用許諾マニュアル」(平成5年度日本食品特許センター・商標委員会作成)

(A) 譲渡した場合: 88万円(平均額:以下同じ)

使用許諾した場合: 専用使用権で22万円

通常使用権で18万円

(B) 譲渡された場合: 43万円(平均額:以下同じ)

使用許諾された場合: 専用使用権で42万円

通常使用権で20万円

\* 使用許諾の平均年数:3. 65年~6. 13年

「技術取引とロイヤルティ」(発明協会)

\* 特許、実用新案、意匠では売上高にリンクさせた実施料(ランニングロイヤルティ)が圧倒的に多く、商標では売上高にリンクさせない定額方式の使用料が殆どである。

「知的財産のライセンスに関するアンケート報告書」(平成10年3月ライセンス協会)

\* 商標のライセンス契約では、定額性が最も多く、理由として「業界の慣行」が挙げられている。

- ①定額性一括払い:50万円~100万円(平均104万円)
- ②定額性年払い:10万円~20万円/年(平均23万円/年)
- ③譲渡対価:133万円(電器業界)

〔参考判決〕

(1)にしじん建材事件

(第1審)大阪地裁54年9月14日

12件の商標の中、使用商標5件について商標法38条1項を適用し、販売利益に相当する2369万円の賠償命令、不使用商標については、38条2項を適用せずに賠償金なし。

(第2審)大阪高裁56年2月19日

不使用商標7件について38条2項を適用し、使用料相当額として0.8%の1746万円を認定し、第1審との合計4115万円の賠償命令

(2)エチケットブラシ事件(大阪地裁54年11月28日)

侵害商品の購買力は、容器に表示されたオリジナルキャラクター「PATTY&JUMMY」や「LITTLE TWINSTAR」に起因するので、38条1項の推定規定は適用できず、38条2項にすべき。

(3)花紋事件(名古屋高裁57年7月17日)

38条1項で推定される侵害者の販売純利益(3278万円)の中、8割は侵害者の商品の品質、技術、その他の経営努力によって取得されたので、残余の2割に相当する額(749万円)を賠償する義務がある。

(4)みぞれ甘納豆事件(長野地裁61年6月26日)

- ①原告製品の販売先の大半が長野県内であるのに対して、被告製品の販売先は東京都中心であるので、商標に類似に起因する製品の誤認混同はなかったと推認されるので、38条1項は適用できない。
- ②原告は、森永乳業との間で対価年20万円とする専用使用権を許諾したので、38条2項をにより、侵害期間3年間について60万円が相当である。

(5)かに看板事件(大阪地裁62年5月27日不正競争防止法事件)(無体集19-2-174)

本件表示に大きい顧客吸引力が認められるが、一方で被告独自の経営努力も認められる。また原告フランチャイズ契約では、ロイヤルティとして売上の3%を支払っている。裁判所に顕著な商標権の使用許諾料としては商品の売上の2ないし3%とする例が多い。以上を勘案すると、売上高(4年間で70億円)の2%(1400万円)が相当である。

(6)プラス事件(大阪地裁63年2月9日)(無体集20-1-47)ヤマハ(原告)ローランド(被告)

楽器類に関する商標使用許諾の一般的使用料率は売上高(17億円)の3%(5100万円)である。

(7) ルイヴィトン事件(東京地裁63年4月27日)(無体集20-1-209)

38条2項に基づく使用料相当額は、著名な商標については売上高(純利益:3336万円)の10%(333万円)と認めるのが相当。弁護士費用(60万円)と合わせて、493万円支払え。

(8) アイコンタクト事件(浦和地裁平成3年1月28日)

- ① 被告の客は、従来からの得意客か、口伝えに評判を聞いて訪れる客であって、店舗の看板をみて来店する客は極めて少ないので、商標は売上にさほど大きく寄与していない。
- ② 原告は、かつて何度かあった侵害事件で、100万円ほどの和解金により示談解決している。
- ③ その他、被告店舗における使用態様に照らすと、使用料は売上高(594万円)の2.5%(148万円)が相当である。

(9) 十五屋事件(名古屋地裁58年1月31日)

- ① 原告が、他人に専用使用权、通常使用权を許諾したことがなかったこと。
- ② 被告商標の使用に起因して、原告の顧客が被告店舗の商品を原告の商品と誤認混同するおそれがあること。
- ③ 被告商標が、原告商標に類似していることに起因して被告の販売高が増加し、あるいは原告の販売高が減少したことを認めるに足りる証拠がないこと。
- ④ 以上を総合して、商品販売総額(17億6573万円)の0.2%(353万円)が使用料相当額である。

(10) 阪急電機事件(大阪地裁平成5年7月27日不正競争防止法事件)

- ① 原告商号「阪急電鉄株式会社」と被告商号「阪急電機株式会社」とは類似し、原告および阪急グループ企業の営業上の利益が害されるおそれがある。
- ② 原告と被告との間で特定の顧客先で直接的具体的な競合関係を生じた事例はない。
- ③ 40年間にわたり、原告が被告の存在に気付かなかったほど営業面で競業が生じていなかった。
- ④ したがって、原告または阪急グループに現実の営業上の損害が発生したことを認めることはできない。
- ⑤ 被告の平成3年度の課税所得(1億1千万円)は、専ら被告の経営努力によるものであり、類似商号を使用したことに因果関係ではない。

(11) スナックシャネル事件

(A) 千葉地裁松戸支部6. 1. 26(知的裁集26-3-1144)

(B) 東京地裁6. 4. 27 東京高裁平成7年3月1日控訴棄却(知的裁集27-1-180)

- ① 営業面の抵触関係がない場合には、売上高に一定率を乗じた金額を通常使用料相当額と推定することはできず、原告に逸失利益を認めるのは不相当である。
- ② 原告表示には社会的信用および高い評価があり、被告表示は原告表示の高級イメージを損ない、原告の信用、評価を毀損し、営業上の利益を害した事実がある。
- ③ その信用損害は、侵害行為の態様、使用期間、スナックの規模、業種等の事情を考慮すると150万円が相当であり、弁護士費用50万円と合計し、200万円の損害賠償金の支払いを求める理由がある(松戸事件)。中目黒事件では、損害額80万円、弁護士費用20万円の計100万円。

- 1 登0525562 BIO\ピオ
- 2 登0687787 BIO
- 3 登1908000 S Bio
- 4 登2199546 BIO\ENERGIC∞ORLANE
- 5 登2222441 BIO\ENERGIC∞FLUIDEENERGISANTDUREVEIL\ORLANE
- 6 登2356242 REINE\BIO
- 7 登4007486 BIO
- 8 登4035555 BIO\AgeFree
- 9 登4057651 BIO\B\TREATMENT∞BIO\TREATMENT
- 10 願昭63-041869 BIO
- 11 願平68-117500 ピオ

商標出願 昭61-21417

公告 昭61(1986)3月19日

商願 昭58-89617

出願 昭58(1983)9月19日

連合商標 525562,527607,687786,687787

出願人 鐘紡株式会社

東京都墨田区墨田5丁目17番4号

審査官 小野里 高次

指定商品 4 せっけん類, 歯みがき, 化粧品,

香料類

# Bio

商標出願 昭33-4077

公告 昭33.3.10 出願 昭32.8.31

商願 昭32-24746

# BIO

525562

Ⓜ10

# ピオ

出願人 鐘淵化学工業株式会社 大阪市  
東区本町4の27

代理人弁理士 和久井宗次

指定商品 3

香料及び他類に属しない化粧品

商標出願 昭39-2081

687787

公告 昭39.2.6

出願 昭35.6.6 商願 昭35-26152

連合商標登録番号 525562,527607

連合商標願書番号  
昭35-26153,26154,26155,26156,26157,26158

出願人 鐘紡株式会社 東京都墨田区隅田町

2の1612 代表者 武藤永治

代理人弁理士 水口孝一 外1名

指定商品 4

化粧品, 香料類 (ただし染料を除く)

# BIO

登録第4007485号

登録日 平成9年(1997)10月16日



発行日 平成9年(1997)8月14日

印刷番号 平7-19574

出願番号 商願平4-326507

出願日 平成4年(1992)12月22日

商標権者 鐘紡株式会社

東京都墨田区隅田五丁目17番4号

商品及び役務の区分の表 1

(10) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

3 化粧品

登録第4035555号

登録日 平成9年(1997)10月17日



Age Free

(450) 発行日 平成9年(1997)10月16日

(210) 出願番号 商願平7-49402

(220) 出願日 平成7年(1995)6月19日

(732) 商標権者 鐘紡株式会社

東京都墨田区墨田5丁目17番4号

商品及び役務の区分の表 1

(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

3 せっけん類, 香料類, 化粧品, 歯磨き

登録第4057651号

登録日 平成9年(1997)10月16日



BIO  
TREATMENT

(450) 発行日 平成9年(1997)11月27日

審判番号 平8-8293

(210) 出願番号 商願平6-24758

(220) 出願日 平成5年(1993)3月13日

(732) 商標権者 鐘紡株式会社

東京都墨田区墨田五丁目17番4号

商品及び役務の区分の表 1

(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

3 化粧品

商標出願 平4-111851

公告 平4(1992)9月24日

商願 平3-16427

出願 平3(1991)2月19日

連合商標 423019,915398,1381206,1580069

出願人 鐘紡株式会社

東京都墨田区墨田5丁目17番4号

審査官 和田 惠美

指定商品 4 せっけん類 (薬剤に属するものを

除く) 歯みがき, 化粧品 (薬剤に属するものを

除く) 香料類 (国際分類 1,3,30)

# REINE BIO

商標出願 平1-23887

公告 平1(1989)4月7日

商願 昭60-18690

2222441

出願 昭60(1985)3月1日

連合商標 644395,1420038,1569605,1773588

連合商願 昭60-2791

出願人 オルラン エス アー

フランス国 パリ ユイチエム ロン

ポワン デ シャンゼルゼ 12-14番

代理人 弁理士 田中 克郎

審査官 茂木 静代

指定商品 4 せっけん類 (薬剤に属するものを

除く。) 歯みがき, 化粧品 (薬剤に属するものを

除く。) 香料類



FLUIDE ENERGISANT DU RÉVEIL

# ORLANE

商標出願 平8-114201

3295072

# ナルドピオ

公告 平8(1996)10月8日

商願 平7-19331

出願 平7(1995)3月2日

出願人 株式会社自然化粧品医学会

神奈川県横浜市港北区日吉本町2丁目44番18号

指定商品 3 せっけん類, 香料類, 化粧品

登録第4098554号

登録日 平成9年(1997)12月26日

# NARD BIO

発行日 平成10年(1998)3月12日

出願番号 商願平8-25145

出願日 平成8年(1996)3月12日

商標権者 株式会社自然化粧品学会

神奈川県横浜市港北区日吉本町2丁目44番18号

商品及び役務の区分の表 1

(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

商標出願 昭61-18478

公告 昭61(1986)3月7日

商願 昭58-50047

出願 昭58(1983)6月2日

出願人 株式会社自然化粧品医学会

横浜市港北区日吉本町2152-5

代理人 弁理士 村田 政治

審査官 有坂 正昭

色彩の印刷を省略したから原本を参照されたい

指定商品 4 化粧品 (薬剤に属するものを除く)



ナルド化粧品

NARD Cosmetics

- 1 登0045256 寒梅  
 2 登0380356 寒梅<sup>〇</sup>イバンカ  
 ↓ 3 登0872695 越乃寒梅  
 4 登1010683 寒梅  
 5 登1489909 越の寒梅  
 6 登1655862 越乃寒梅  
 7 登1655863 越乃寒梅  
 8 登1726003 宮寒梅  
 9 登2019152 雪中寒梅  
 10 登2130335 北の寒梅  
 11 登2154944 奥乃寒梅  
 12 登2248661 夢の寒梅  
 13 登2364864 宰府寒梅  
 14 登2378521 宮寒梅  
 15 登2466447 シュンセツカンバイ<sup>〇</sup>春雪寒梅  
 16 登2592696 峰の寒梅  
 17 登2601619 雪乃寒梅  
 18 登2645178 蔵寒梅  
 19 登2663458 媛寒梅  
 ↓ 20 登2692648 尾張の寒梅  
 21 登2696135 三重乃寒梅  
 ↓ 22 登2701090 飛驒の寒梅  
 ↓ 23 登3009584 京乃寒梅  
 24 登3029301 富士乃寒梅  
 25 登3034589 とよのかんばい<sup>〇</sup>豊の寒梅  
 26 登3048604 つくばかんばい<sup>〇</sup>筑波寒梅  
 27 登3124129 宵乃寒梅  
 28 登3129874 越前寒梅  
 29 登3157436 北国の寒梅  
 ↓ 30 登3218906 灘寒梅  
 31 登3325738 銀嶺雪の寒梅  
 32 登3343778 周防の寒梅  
 ↓ 33 登3349042 出羽の寒梅  
 34 登3360935 雪月寒梅  
 35 登3364780 おうみのかんばい<sup>〇</sup>淡海の寒梅  
 36 登3366334 美濃乃寒梅  
 37 登3368356 千代の寒梅  
 ✓ 38 登3368418 筑後の国寒梅  
 ✓ 39 登3369298 伊賀の寒梅  
 40 登3369300 伊勢の寒梅<sup>〇</sup>いせのかんばい  
 41 登4015283 香雪寒梅  
 ↓ 42 登4018857 伊豆の<sup>〇</sup>寒梅  
 43 登4045539 西の寒梅山  
 44 登4055930 上州の寒梅  
 45 登4071933 かんばいさん<sup>〇</sup>みちのく寒梅山  
 46 登4082800 赤城の寒梅  
 47 登4116281 みちのく<sup>〇</sup>べにかんばい<sup>〇</sup>紅寒梅  
 48 登4151841 万葉寒梅  
 49 登4156618 下町の寒梅  
 ✓ 50 登3369856 筑後の寒梅

- 51 登4166653 鬼乃寒梅  
 52 登4172200 やまかんばい<sup>〇</sup>耶馬寒梅  
 53 登4185503 榛名の寒梅  
 ✓ 54 登4198357 伏見の寒梅<sup>〇</sup>伏見乃寒梅  
 ✓ 55 登4198361 紀州寒梅<sup>〇</sup>きしゅうかんばい  
 56 登4247932 てんりょうかんばい<sup>〇</sup>天領寒梅  
 ✓ 57 願平06-110390 筑後の国<sup>〇</sup>寒梅  
 58 願平07-005164 九州寒梅  
 59 願平08-032140 きたの<sup>〇</sup>寒梅  
 60 願平09-159540 梅寒梅  
 61 願平10-017331 摂州寒梅  
 62 願平10-110739 虹乃寒梅



商標出願  
公 告 昭 45-5533

公 告 昭 45.2.12

商 願 昭 43-59051

出 願 昭 43.8.23

連合商標 35980

出願人 石本省吾

新潟市北山847の1

代理人 弁理士 且六郎治 外1名

指定商品 28 日本酒、洋酒、ビール、果実酒、  
中国酒、薬味酒

越乃寒梅

商標出願  
公 告 平 6-2014

公 告 平 6 (1994) 1月14日

商 願 平 2-42555

出 願 平 2 (1990) 4月16日

出願人 池田 清二郎

岐阜県高山市三福寺町810番地の55

代理人 弁理士 井上 辰三

審査官 金子 尚人

指定商品 28 酒類 (薬用酒を除く) (国際分類 32,  
33)

飛驒の寒梅

商 標 第4198357号

発 行 日 平成10年(1998)10月16日

伏見の寒梅  
伏見の寒梅

行 日 平成10年(1998)12月10日

商 願 高 願 平 8-124928

出 願 日 平成 8 年(1996)11月 5 日

出 願 人 向高酒造株式会社

京都府京都市伏見区白鳥崎町787番地の  
1

品及び特務の区分の教 1

(510) 商品及び特務の区分並びに指定商品又は特務  
33 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

商標出願  
公 告 平 7-131439

3369298

伊賀の寒梅

公 告 平 7 (1995) 12月 11 日

商 願 平 6-7418

出 願 平 6 (1994) 1月 26 日

出 願 人 合名会社森本仙右衛門商店  
三重県津市本町29番24号

指定商品 33 日本酒

商 標 第4198361号

発 行 日 平成10年(1998)10月16日

紀州寒梅

きしゅうかんぱい

発 行 日 平成10年(1998)12月10日

出 願 番 号 高 願 平 8-128284

出 願 日 平成 8 年(1996)11月 13 日

商 標 権 者 紀の司酒造株式会社

和歌山県海南市名高201番地の1

商品及び特務の区分の教 1

(510) 商品及び特務の区分並びに指定商品又は特務

商 標 第4018857号

発 行 日 平成9年(1997)8月27日

伊豆の  
寒梅

発 行 日 平成 9 年(1997) 9 月 11 日

出 願 番 号 商 願 平 7-88401

出 願 日 平成 7 年(1995) 9 月 25 日

商 標 権 者 株式会社清山酒店

静岡県伊豆市萩574番地の97

商品及び特務の区分の教 1

(510) 商品及び特務の区分並びに指定商品又は特務

33 日本酒

商標出願  
公 告 平 6-77957

3218906

灘寒梅

公 告 平 6 (1994) 10月 26 日

商 願 平 5-10885

出 願 平 5 (1993) 2月 5 日

出 願 人 株式会社なかむら

兵庫県加古川市野口町北野1217番地の9

指定商品 33 日本酒

商標出願  
公 告 平 7-41751

3349042

出羽の寒梅

公 告 平 7 (1995) 4月 6 日

商 願 平 5-49358

出 願 平 5 (1993) 5月 20 日

出 願 人 株式会社山口酒店

山形県山形市検町3丁目5番11号

指定商品 33 日本酒、洋酒、果実酒、

中国酒、薬味酒

商標出願  
公 告 平 9-27461

3369856

筑後の寒梅

公 告 平 9 (1997) 3月 31 日

商 願 平 6-113073

出 願 平 6 (1994) 11月 7 日

出 願 人 廣正宗株式会社

福岡県久留米市大善寺町黒田297番地

指定商品 33 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

商標出願  
公 告 昭 47-8.3

公 告 昭 47.8.3

商 願 昭 45-121116

出 願 昭 45.11.20

連合商標 45266,380356

出願人 寒梅酒造株式会社

埼玉県南埼玉郡久喜町大字久喜新419

代理人 弁理士 吉村庄吉

指定商品 28 清 酒

寒梅

商標出願  
公 告 平 5-77502

公 告 平 5 (1993) 7月 19 日

審 判 昭 62-15163

商 願 昭 60-68002

出 願 昭 60 (1985) 7 月 4 日

出 願 人 マルナカ株式会社

愛知県半田市東本町2丁目24番地

代理人 弁理士 鈴江 武彦 外2名

審判の合議体 審判長 吉野 日出夫

審判官 浜島 一孔

審判官 門倉 武則

指定商品 28 酒類 (国際分類 32,33)

尾張の寒梅

商標出願  
公 告 平 6-8913

3009584

京乃寒梅

公 告 平 6 (1994) 2月 18 日

商 願 平 4-105955

出 願 平 4 (1992) 4 月 20 日

出 願 人 キンシ正宗株式会社

京都府京都市伏見区新町11丁目337番地の1

指定商品 33 日本酒

商標出願  
公 告 平 8-87946

3368418

筑後の国寒梅

公 告 平 8 (1996) 7 月 30 日

商 願 平 6-85597

出 願 平 6 (1994) 8 月 23 日

出 願 人 廣正宗株式会社

福岡県久留米市大善寺町黒田297番地

指定商品 33 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒